

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年4月版）	改定前（令和3年10月版）																																																
<p><b>1. 目的</b> [省略]</p> <p><b>2. 対象工事</b> [省略]</p> <p><b>3. 用語の定義</b> [省略]</p> <p><b>4. 試行方法</b> [省略]</p> <p><b>5. 積算における措置</b></p> <p>(1) 週休2日の工事費補正</p> <p>1) 週休2日試行対象工事については、当初設計において以下の2) および3) により、「4週8休以上」の補正を行い発注する。</p> <p>2) 週休2日補正係数</p> <p>週休2日に取組む工事については、対象期間中の現場閉鎖状況に応じて、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、土木工事市場単価方式による週休2日の補正は、「6) 土木工事市場単価の補正係数」による。</p> <p><b>(森林整備室が所管する森林土木関係工事の場合)</b></p> <table border="1" data-bbox="371 1186 1448 1633"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5%(8日/28日)以上</td> <td>25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満</td> <td>21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03	<p><b>1. 目的</b> [省略]</p> <p><b>2. 対象工事</b> [省略]</p> <p><b>3. 用語の定義</b> [省略]</p> <p><b>4. 試行方法</b> [省略]</p> <p><b>5. 積算における措置</b></p> <p>(1) 週休2日の工事費補正</p> <p>1) 週休2日試行対象工事については、当初設計において以下の2) および3) により、「4週8休以上」の補正を行い発注する。</p> <p>2) 週休2日補正係数</p> <p>週休2日に取組む工事については、対象期間中の現場閉鎖状況に応じて、それぞれの経費に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、土木工事市場単価方式による週休2日の補正は、「6) 土木工事市場単価の補正係数」による。</p> <p><b>(追加)</b></p> <table border="1" data-bbox="1617 1186 2694 1633"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5%(8日/28日)以上</td> <td>25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満</td> <td>21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																																														
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03																																														
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																																														
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03																																														

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年4月版）		改定前（令和3年10月版）	
(農村整備課が発注する農業農村整備工事の場合)			
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25.0%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03
現場管理費 (率分)	1.07	1.05	1.04
<p>3) 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費 = 労務費×週休2日補正係数</li> <li>・ 機械経費（賃料）= 機械経費（賃料）×週休2日補正係数</li> <li>・ 共通仮設費（率分）= 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数 ×週休2日補正係数</li> <li>・ 現場管理費（率分）= 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数 ×週休2日補正係数</li> </ul> <p>4) 受注者は当初契約後、4の（2）の1）により週休2日実施の有無、実施する場合のパターン（「4週6休」など）を選択する。（以下、「選択パターン」という。）</p> <p>5) 週休2日を実施する場合は、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。（以下、「達成パターン」という。）</p> <p>確認した結果に応じて以下により変更契約を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンの補正に応じた変更契約を行う。（選択パターンが「4週8休」の場合を除く。）</li> <li>② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンの補正に応じた変更契約を行う。</li> <li>③ 4週6休以上が未達成の場合、および受注者が週休2日を選択しなかった場合は、週休2日の補正を減じた変更契約を行う。</li> </ol>		<p style="text-align: center;">〔 追加 〕</p> <p>3) 補正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費 = 労務費×週休2日補正係数</li> <li>・ 機械経費（賃料）= 機械経費（賃料）×週休2日補正係数</li> <li>・ 共通仮設費（率分）= 対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数 ×週休2日補正係数</li> <li>・ 現場管理費（率分）= 対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数 ×週休2日補正係数</li> </ul> <p>4) 受注者は当初契約後、4の（2）の1）により週休2日実施の有無、実施する場合のパターン（「4週6休」など）を選択する。（以下、「選択パターン」という。）</p> <p>5) 週休2日を実施する場合は、竣工時において現場閉所の達成状況を確認する。（以下、「達成パターン」という。）</p> <p>確認した結果に応じて以下により変更契約を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 達成パターンが選択パターンを満たす場合は、選択パターンの補正に応じた変更契約を行う。（選択パターンが「4週8休」の場合を除く。）</li> <li>② 達成パターンが選択パターンを満たさない場合は、達成パターンの補正に応じた変更契約を行う。</li> <li>③ 4週6休以上が未達成の場合、および受注者が週休2日を選択しなかった場合は、週休2日の補正を減じた変更契約を行う。</li> </ol>	

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年4月版）	改定前（令和3年10月版）
<p>6) 土木工事市場単価の補正係数 [省略]</p> <p><b>6. 工事成績評定の取扱い</b> [省略]</p> <p><b>7. アンケートの実施</b> [省略]</p> <p><b>8. 実施証明書</b> [省略]</p> <p><b>9. その他</b> [省略]</p> <p>(特記仕様書記載例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3章 施工条件明示</p> <p>第1節</p> <p>1. 工程関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週休2日工事における現場閉所の実施           <p>本工事は、週休2日工事の対象であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1) から7) に記載の取扱いを行うものとする。</p> <p>また、実施しない場合は、以下の5) によるものとする。</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。</p> <p>1) 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。</p> <p>2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施</p> </li> </ul> </div>	<p>6) 土木工事市場単価の補正係数 [省略]</p> <p><b>6. 工事成績評定の取扱い</b> [省略]</p> <p><b>7. アンケートの実施</b> [省略]</p> <p><b>8. 実施証明書</b> [省略]</p> <p><b>9. その他</b> [省略]</p> <p>(特記仕様書記載例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第3章 施工条件明示</p> <p>第1節</p> <p>1. 工程関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週休2日工事における現場閉所の実施           <p>本工事は、週休2日工事の対象であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は実施の有無および実施する週休2日のパターンについて選択のうえ、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1) から7) に記載の取扱いを行うものとする。</p> <p>また、実施しない場合は、以下の5) によるものとする。</p> <p>ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。</p> <p>1) 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。</p> <p>2) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施</p> </li> </ul> </div>

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年4月版）	改定前（令和3年10月版）																																																
<p>することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</p> <p>3）元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。</p> <p>4）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。</p> <p>5）4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせて、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上 25%未満の場合とする。</p> <p>各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p><b>（森林整備室が所管する森林土木関係工事の場合）</b></p> <table border="1" data-bbox="448 1291 1285 1795"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5% (8日/28日) 以上</td> <td>25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03	<p>することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。</p> <p>3）元請技術者等（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。</p> <p>4）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。</p> <p>5）4週8休以上が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせて、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6日/28日）以上 25%未満の場合とする。</p> <p>各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。</p> <p><b>〔追加〕</b></p> <table border="1" data-bbox="1700 1291 2537 1795"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5% (8日/28日) 以上</td> <td>25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02	現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																																														
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03																																														
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																																														
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満																																														
労務費	1.05	1.03	1.01																																														
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																																														
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02																																														
現場管理費 (率分)	1.06	1.04	1.03																																														

長崎県農林部 週休2日工事 試行要領の新旧対照表

改定後（令和4年4月版）		改定前（令和3年10月版）																									
<p><b>（農村整備課が発注する農業農村整備工事の場合）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場閉所率</td> <td>28.5% (8日/28日) 以上</td> <td>25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満</td> <td>21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費 (賃料)</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費 (率分)</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>現場管理費 (率分)</td> <td>1.07</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> </tr> </tbody> </table>					4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01	共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03	現場管理費 (率分)	1.07	1.05	1.04
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																								
現場閉所率	28.5% (8日/28日) 以上	25.0% (7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日) 以上 25.0%未満																								
労務費	1.05	1.03	1.01																								
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01																								
共通仮設費 (率分)	1.05	1.04	1.03																								
現場管理費 (率分)	1.07	1.05	1.04																								
<p>6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。</p> <p>7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。</p>		<p style="text-align: center;">〔 追加 〕</p> <p>6) 対象期間中、工事現場に週休2日試行工事であることを看板等により掲示すること。</p> <p>7) 工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査(アンケート)に協力すること。</p>																									